閲覧図書

自動体外式除細動器 (AED)

図書内訳

- 1 仕様書
- 2 入札説明書
- 3 入札者注意書
- 4 契約書 (案)
- 5 資格確認事項誓約書兼購入物品提案書
- 6 入札書(様式)
- 7 委任状 (例)

近畿中国森林管理局 経理課

仕 様 書

1 件名: 自動体外式除細動器(AED)購入

2 物品の内容: 自動体外式除細動器 (AED) 10式

3 納入先: 別紙「納入先一覧表」のとおり

納入にあたっては、納入先の担当者と打合せを行い、その指示に従い

設置すること。

4 調達物品の仕様

(1) 自動体外式除細動器 (AED)

次の例示品と同等以上の機能・能力を有する機種であること。

フクダ電子社製ベネハートC1A

機器構成

- AED本体 1 台
- ・キャリングケース(収納ボックス(内径幅30m、高さ32mm、奥行10mm)内に収まること)
- ・バッテリ 1個
- 電極パッド 2組
- ・AED救急セット(脱毛テープ、ディスポタオル、手袋、人工呼吸シート、ハサミ)

(2) 規格・性能

- ① AED本体及び電極パッドは、薬機法に基づく承認を得ているものであること。
- ② JRC蘇生ガイドライン2020に対応している機種であること。
- ③ 日本語による心肺蘇生音声ガイダンスを搭載していること。
- ④ 電極パッドは、切り替えスイッチ又は未就学児用キー等により、未就学児から大人まで共通使用できること。
- ⑤ 毎日の自動セルフテストにより、内部回路、波形出力システム、バッテリ容量、 パッド通電に異常が発見された場合、アラーム、音声、インジケーター表示等で知 らせる機能を有すること。
- ⑥ バッテリは待機状態で4年以上の寿命があり、充電式でないこと。
- ⑦ 自動体外式除細動器 (AED) 本体の保証期間は5年以上、耐用期間は8年以上であること。
- ⑧ AED本体、付属品、消耗品は新品であること。
- 5 納入期限: 令和8年2月27日(金)
- 6 代金の支払い:適法な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。
- 7 その他: 契約金額には、各納入場所までの送料及び梱包費等、納品にかかる一 切の経費を含むこと。

入札説明書

この入札説明書は、会計法(昭和22年法律第35号)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令(昭和55年大蔵省令第45号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令52号)、その他の法令に定めるもののほか、当発注機関の契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札及び開札

- (1) 入札参加者は、入札公告、入札公示及び指名の通知(以下「入札公告等」という。)、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、入札公告等、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者は、当発注機関が定めた入札書を直接提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。ただし、入札公告等に当発注機関において認められていることが記載されているとき又は特例政令第2条に定める調達契約を行うときは、郵便(書留郵便に限る。)により提出することができる。

また、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成 するものとする。

- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。 また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者は入札書を作成し、入札公告等に示した日時に入札しなければならない。
- (5) 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す 委任状を入札担当職員に提出するものとし、入札書には入札参加者の住所、氏名及 び名称又は商号を記入のうえ、代理人氏名を記名しておかなければならない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- (7) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「何月何日開札、(調達案件名)の入札書在中」と 朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、 当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮に は「何月何日開札、(調達案件名)の入札書在中」と朱書しなければならない。

- (8) 入札書の入札金額の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律 第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (11) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札 価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければ ならない。
- (12) 入札参加者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (13) 契約担当官等(会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)は、入札参加者が連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (14) 入札参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (15) 入札参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
- (17) 開札は、入札参加者を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行うものとする。
- (18) 入札場には、入札参加者、入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」 という。)及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (19) 入札参加者は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合においては引続き、または入札執行者が定める日時において入札をする。再度の入札には無効の入札をした者は参加することができない。
- (21) 入札執行回数は原則 2 回までとするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。
- (22) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。ただし電子調達システムによる入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を同システムにおいて提出する。

- ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送(入札 日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
- イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員 に直接提出して行う。
- (3) 指名を受けた者で、入札を辞退したときは、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3)入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
- (4) 入札参加者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を 提出している場合は、入札参加者及び代理人の記名を欠く入札書。
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札参加者又はその代理人が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金(その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。)の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合 において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足してい るとき。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者(総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者)を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者(総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者)が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、電子調達システムにより入札がある場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができる。
- (3)(2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない 者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ 落札者を決定するものとする。
- (4) 契約担当官等は、予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約について、 落札者となるべき者の入札価格によっては、入札を保留し、調査の結果、その者に より当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又 はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

上記の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある入札又はその者 と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある入札を行った者は、当発注機関の調査(事情聴取)に協力すべきものとする。

(5) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、 当該落札者を契約の相手方としないことがある。この場合、入札保証金又は入札保 証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に 帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落 札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相 当する金額を違約金として徴収するものとする。

5 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、落札者として決定した日から遅滞なく(契約担当官等が定める期日までとする(定めのない場合は、7日を目安とする)。なお、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。)契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、契約担当官等から 交付された契約書の案に記名押印の上契約担当官等へ送付し、契約担当官等が当該 契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) 契約担当官等は、落札者が(1)に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。
- (4) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方(落札者)に送付するものとする。
- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (6) 契約担当官等が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定し

ないものとする。

6 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該落札者が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等に示した契約条項を示す場所及び入札 説明書を交付する場所と同じとする。
- (3) 消費税率については、引渡し時点における消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (4) 入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入札者注意書

入札者(代理人を含む。以下同じ。)は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号) その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は 入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。 ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成する こと。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税 及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積も った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たって は入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金 額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額(契約 金額)とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類 を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
- (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3)入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載の ない入札書
- (4)入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金(その納付に代え予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。)の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合に おいて、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足していると き。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し 出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があ っても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。 その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1) の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と 契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者 は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1) により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4)(1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者(総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者)が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の 100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

物 品 売 買 契 約 書(案)

1. 品 自動体外式除細動器 (AED)

規格・仕様別紙仕様書のとおり

- 2.数量"
- 3. 売 買 代 金 ¥ , . . -

(うち消費税及び地方消費税額¥ , . -)

- 4. 納入場所 別紙明細書のとおり
- 5. 納入期限 令和8年2月27日
- 6. 契約保証金 免 除
- 7. 特約事項 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり

上記のとおり売買することについて、買受人を甲とし売渡人を乙として、下記条項によって売買契約を締結することとしたので、その成立を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

買受人(甲)(住所)大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号 支出負担行為担当官 (氏名)近畿中国森林管理局長 上口 直紀

売渡人(乙)(住所)

(氏名)

(物品の納入)

第1条 乙は、頭書の売買物品(以下「物品」という。)を納入したと きは直ちにその旨を甲又は納入場所の長に通知しなければならない。

(物品の納入および検査)

- 第2条 甲の指定する職員(以下「検査職員」という。)は、甲又は納入先の長が前条の通知を受けた日から10日以内に乙の立会のうえ規格、品質、形状、数量等に関し検査を行うものとする。
- 2 検査職員は、乙が検査を立会しないときは、乙の不在のまま検査を 行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立 てることができない。
- 3 検査に要する費用は、全て乙の負担とする。

(検査不合格の場合の措置)

- 第3条 乙は、前条の検査の結果不合格のものがあったときは、納入期限内または甲が別に指定する期限内に代品と引替納入して検査を受けるものとする。
- 2 前項の場合における納入及び検査については、前条の規定を準用する。
- 3 第1項の場合における納入が当初の納入期限をこえてなされたときは、甲は、第8条に規定する違約金を徴収する。ただし、甲が前条の検査を終了した日が同条に規定する検査期限をこえているときは、そのこえた日数は、違約金算定の日数に算入しない。

(天災その他不可抗力による納入期限の延長)

- 第4条 乙は、天災その他不可抗力により納入期限内に物品を納入できないときは、その事由を詳記し所轄官公署の証明書を添付して甲に納入期限の延長を請求することができる。
- 2 前項の請求について甲が正当と認めたときは、納入期限を延長することができる。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、甲又は甲の命じた職員が検査の結果合格と認めたときに乙から甲に移転するもとする。

(一般的損害)

第6条 物品の引き渡し前に物品に生じた損害その他物品の納入にあたり生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(代金の支払)

- 第7条 乙は、第2条の規定による検査に合格したときは、所定の手続にしたがって売買代金(以下「代金」という。)の支払を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から30日(以下「約定期間」という。)以内に乙に代金を支払わなければならない。
- 3 前項の規定による代金は、近畿中国森林管理局で支払うものとする。
- 4 甲は、甲の責に帰すべき理由により約定期間内に代金を支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払いを要しないものとする。

(履行遅滞における違約金)

- 第8条 乙は、自己の責に帰する事由により納入期限内に物品を納入しないときは、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該物品に対する代金に対して年3%の割合で計算した金額を違約金として甲の指定する期限内に甲に納付しなければならない。
- 2 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた 直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することが できる。

(検査の遅延)

- 第9条 甲は、自己の責に帰する事由により第2条(第3条第2項において準用する場合を含む。)に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの日数(以下「検査遅延日数」という。)を約定期間の日数から差し引くものとする。
- 2 検査遅延日数が約定期間の日数をこえるときは、約定期間は満了したものと見なし、甲はそのこえる日数に応じ、第7条第4項に規定する遅延利息を乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第10条 乙はこの契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡 し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面に よる承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約内容の変更)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、変更内容を乙に通知して、 契約内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要が あると認められるときは物品の納入期限若しくは契約金額を変更し、 又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (物品納入の中止)

- 第12条 甲は、必要があると認めるときは、物品納入の中止内容を乙 に通知して、物品納入の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項の規定により物品の納入を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、物品の納入期限若しくは契約金額を変更し、又は乙が物品の納入の続行に備え物品の納入の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第13条 納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合は、甲は自らの選択により、乙に対し本契約物品の修補、代替品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下「履行の追完」という。)を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものではないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完 の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適 合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の 各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金 の減額を請求することができる。
- (1)履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定 の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができ ない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過し たとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の 追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲が、契約物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中契約物品を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第8条第1項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。
- 4 甲は第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害 について、乙に対してその賠償を請求することができる。
- 5 甲は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に乙に対して通知するものとする。
- 6 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(発注者の催告による解除権)

第14条 甲は下記各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を

経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通 念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行しないとき、又は乙が契約を履行する 見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 第2条による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第13条第1項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は 乙が同項に規定する甲の請求に応じないとき。
- (4)前三号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に 違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったと 甲が認めたとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契 約の解除をすることができる。
 - (1)債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3)債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の 履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部 分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4)契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定 の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができ ない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したと き。
 - (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが あるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
 - (6) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契 約の一部を解除することができる。
- (1)債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 債務の不履行が甲の責に帰すべき事由によるものであるとき は、甲は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第17条 甲は、第14条又は第15条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することが

できる。

2 甲は前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙 に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1)納入期限内に物品の納入を完了することができないとき。
- (2)納入した物品に契約不適合があるとき。
- (3) 前二号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の損害賠償に 代えて、甲は乙に対し、違約金として年間予定数量に契約単価を乗じ た金額の100分の10に相当する額を請求することができる。
- (1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責に帰すべき事由に よって乙の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(受注者の催告による解除権)

第19条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めて その履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解 除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の 不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき は、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契 約を解除することができる。
 - (1) 第11条の規定により契約内容が変更されたため契約金額が3 分の2以上減少したとき。
 - (2) 第12条の規定による物品納入の中止期間が契約期間の10分の5(契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の物品の納入が完了した後3月を経過しても、な

おその中止が解除されないとき。

(受注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 第19条又は前条各号に定める場合が乙の責に帰すべき事由 によるものであるときは、乙は、前二条の規定による契約の解除をす ることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第22条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたと き。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(延滞金)

第23条 乙は、この契約により甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に甲に納付しないときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して年利3%の割合で計算した額を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。ただし、延滞金の額が100円未満であるときはこの限りでない。

(債権債務の相殺)

第24条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたと きは、代金と相殺することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第25条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当する ときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その 役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第 96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若

- しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を 提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第26条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、年間予定数量に契約単価を乗じた金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その 役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第1 98条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第 1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の年間予定数量に契約単価を乗じた金額の100分の10に相当する額のほか、年間予定数量に契約単価を乗じた金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1)前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法 第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2)前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の 代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用 人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったと き。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨 の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争の解決)

第27条 この契約について紛争を生じたときは、甲乙協議して定める 第三者の仲裁によって解決するもとする。

(契約外の事項)

第28条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲、乙協議して決定する。

以 上

(属性要件に基づく契約解除)

- 第1条甲(買受人をいう。以下同じ。)は、乙(売渡人をいう。以下同じ。) が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、 本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第 三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどし ているとき
 - (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を 供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若し くは関与しているとき
 - (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して いるとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第2条甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行 為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1)暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明 し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

- 第4条甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第 1 条及び第 2 条の規定により本契約を解除した場合において、 甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入 (以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

資格確認事項誓約書兼購入物品提案書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

住 所 商号又は名称 代表者氏名

令和7年11月17日付け入札公告 「2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項」について誓約するとともに、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出します。

なお、自動体外式除細動器 (AED) については、下記のとおり提案します。

記

- □ 仕様書「4 調達物品の仕様」(1)の例示品のとおり提案します。
- □ 別添カタログのとおり提案します。

※該当する提案内容について☑を入れること。

入 札 書

物件名称 自動体外式除細動器 (AED)

入	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円
札									
金									
額									

入札金額の数字の頭に¥を冠すること。

上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので契約額は上記金額に 10%に相当する額を加算した金額となること、及び入札公告、入札説明書、入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

入札者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 殿

> (委任者) 所在地(住所) 商号又は名称 代表者役職氏名

私は、下記の者を代理人と定め、下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

- 1 受任者 所在地(住所) 商号又は名称 代理人氏名
- 2 物件の名称 令和7年12月8日開札 自動体外式除細動器(AED)